第 30 回 JSPO 企調発第 59 号
平 成 30 年 8 月 10 日

本会加盟（準加盟）団体　会長　殿

公益財団法人日本スポーツ協会
会 長　　伊 藤　雅 俊

オリパラ特措法・ラグビー特措法一部改正法、スポーツ基本法一部改正法、
祝日法一部改正法及びドーピング防止活動推進法の公布について（通知）

平素より本会スポーツ推進事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、スポーツ庁から別添文書のとおり周知依頼がありましたのでご通知申し上げます。

特に、祝日法一部改正法の施行（平成 32 年 1 月 1 日）により、「体育の日」が「スポーツの日」に改められるとともに、オリパラ特措法・ラグビー特措法一部改正法の成立により、平成 32 年に限り「スポーツの日」が 7 月 24 日になること。また、スポーツ基本法一部改正法の成立により、国民体育大会が国民スポーツ大会に改められること（平成 35 年 1 月 1 日施行）や、スポーツ基本法において本会名称や公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の名称が実態に合わせて改められたこと。さらに、ドーピング防止活動推進法の成立により、スポーツ団体は、その基本理念にのっとり、ドーピング防止活動により一層主体的かつ積極的に取り組むよう努めることが求められるなど、重要事項が定められました。

貴団体におかれましては、通知の内容について十分ご留意の上、適切にご対応いただくとともに、貴団体加盟団体及び関係諸機関に対し、本件についてご周知いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

○添付資料

・(写)平成 30 年 7 月 20 日付 30 ス庁第 235 号文書
「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律、スポーツ基本法の一部を改正する法律、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の公布について（通知）」
＊スポーツ庁発信文書

≪本件に関するお問い合わせ先≫
公益財団法人日本スポーツ協会
総務部企画調整課
担当：金谷、関谷
TEL：03-3481-2269 FAX：03-3481-2284
e-mail：kikaku@japan-sports.or.jp

受付
30. 8. 14
県体育協会

写

３０ス庁第２３５号
平成３０年7月２０日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長　殿
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長
各スポーツ関係団体の長

スポーツ庁次長
今里　譲
（印影印刷）

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律、スポーツ基本法の一部を改正する法律、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の公布について（通知）

この度、別添のとおり、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第55号。以下「オリパラ特措法・ラグビー特措法一部改正法」という。）、「スポーツ基本法の一部を改正する法律」（平成30年法律第56号。以下「スポーツ基本法一部改正法」という。）、「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第57号。以下「祝日法一部改正法」という。）及び「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」（以下「ドーピング防止活動推進法」という。）が平成30年6月13日に成立し、同月20日に公布されました。

これらの法律の趣旨、内容及び施行期日等は、下記のとおりですので、十分御了知

の上、適切に御対応くださいますようお願いします。

また、都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長におかれては域内の市町村長及び市町村教育委員会教育長並びに所管又は所轄の学校その他の教育・スポーツ・文化関係機関等に対して、指定都市市長及指定都市教育委員会教育長におかれては所管又は所轄の学校その他の教育・スポーツ・文化関係機関等に対して、構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校に対して、国立大学長におかれては設置する附属学校に対して、スポーツ関係団体の長におかれては傘下の関係団体等に対して、このことを十分周知願います。

記

第一　オリパラ特措法・ラグビー特措法一部改正法について

１．改正の趣旨

平成 32 年に開催される 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び平成 31 年に開催されるラグビーワールドカップ 2019 の円滑な準備及び運営の更なる充実のため、国際オリンピック委員会等からの求めや、近年の諸外国における対応状況を踏まえ、所要の改正が行われたものである。

２．改正の内容及び施行期日

ア　平成 32 年（2020 年）に限り、海の日を７月 23 日（オリンピック開会式前日）に、体育の日（祝日法一部改正法の施行（平成 32 年１月１日）によりスポーツの日に改められる。）を７月 24 日（開会式当日）に、山の日を８月 10 日（閉会式翌日）とすること（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第 29 条関係）

イ　その他所要の改正（電波法の特例を規定）を行ったこと。

ウ　この法律は、公布の日から施行すること。

３．留意事項

ア　上記２のアの国民の祝日に関する法律（以下「祝日法」という。）の特例については、平成 32 年（2020 年）に限った措置であり、平成 33 年（2021 年）以降は同法の規定が適用されること。

イ　各学校における授業や行事等の日程の設定等に当たっては、本改正による祝日の移動を踏まえ、適切に対応すること。また、今回の法改正の趣旨に鑑み、学校・地域の実情に応じたオリンピック・パラリンピックに関する教育の一層の充実を図られたいこと。

ウ　大学、高等専門学校にあっては、「学生のオリンピック・パラリンピック競技大会及び同大会に係るボランティア活動等への参加に当たっての教育上の配慮について（通知）」（平成 28 年４月 21 日付け 28 ス庁第 59 号）を踏まえ、教

育計画や学事暦の策定にあたって適切な対応をとること。なお、その他具体的な留意事項については別途通知すること。

エ　その他、学校以外の各種行事等の日程の設定等に当たっては、本改正による祝日の移動を踏まえ、適切に対応すること。

第二　スポーツ基本法一部改正法及び祝日法一部改正法について

1．改正の趣旨

近年、スポーツは、個人の健康の保持増進や人格形成に寄与するのみではなく、人と人との交流促進による地域社会の活性化や経済の発展など大きな社会的影響力を有するようになってきている。

世界的に見ても、国際オリンピック委員会のオリンピック憲章において、オリンピック精神の目的がスポーツを人類の調和の取れた発展に役立てることとされていることなど、スポーツは、個人の営みの範疇を超え、社会をより良く変えていく原動力として捉えられている。

他方、国民の祝日である「体育の日」は、これまで 50 年余りにわたり広く国民の間に定着し、国民がスポーツに親しむ契機となり、我が国のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきたところである。

このような中、平成 32 年（2020 年）に「オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会」が東京で開催され、世界中の人々がスポーツのために我が国に集うこの好機に、スポーツの価値を世界の人々と分かち合い、世界各国と協調していくことが期待されている。

以上の観点から、世界的に広く用いられているスポーツの語を用いるべく、所要の改正が行われたものである。

2．改正の内容及び施行期日

（1）スポーツ基本法一部改正法関係

ア　「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改めること。（スポーツ基本法第 26 条第 1 項及び第 3 項並びに同法第 33 条第 1 項第 1 号、地方税法第 75 条の 3 関係）

イ　「公益財団法人日本体育協会」を実態に合わせて「公益財団法人日本スポーツ協会」に改めること。（スポーツ基本法第 26 条第 1 項及び第 3 項関係）

ウ　「財団法人日本障害者スポーツ協会」を実態に合わせて「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改めること。（同法第 26 条第 2 項及び第 3 項並びに同法第 27 条第 2 項関係）

エ　この法律は、平成 35 年（2023 年）1 月 1 日から施行すること。ただし、第二の 2 の（1）のイ及びウについては、公布の日から施行すること。

（2）祝日法一部改正法関係

ア　体育の日の名称を、スポーツの日に改めること。（祝日法第２条及びスポーツ基本法第 23 条関係）

イ　スポーツの日の意義は、「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。」とすること。（祝日法第２条及びスポーツ基本法第 23 条関係）

ウ　この法律は、平成 32 年（2020 年）１月１日から施行すること。

３．留意事項

ア　国民体育大会については、平成 34 年（2022 年）の第 77 回大会までは現行名称を使用することとなること

イ　国民スポーツ大会の略称は「国スポ」となること。

ウ　今回の法改正後も「体育」の教育的な意義に変わる点はなく、学校の教科としての「体育」や「体育館」などの名称変更を求めるものではないこと。

第三　ドーピング防止活動推進法について

１．法制定の趣旨

ドーピングは、日々競技力向上に励むアスリートの努力を踏みにじるものであり、アスリートに重大な健康被害をもたらすものである。また、公正な環境の下でスポーツが行われていると信じる社会の信頼を裏切るものであり、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を養う必要がある青少年に悪影響を及ぼすものである。さらに社会の発展に多様な形で貢献するスポーツの価値を損なうものであり、絶対に許されるものではない。

このため、スポーツ基本法及び「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の趣旨にのっとり、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するため、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項等を定めるため、制定されたものである。

２．内容及び施行期日

（１）総則

ア　ドーピング防止活動は、スポーツにおける公正性及びスポーツを行う者の心身の健康の保持増進が確保されること、ドーピングの検査における公平性及び透明性が確保されること、スポーツ競技会運営団体の自主性及び自律性が確保されること、スポーツの多様性に配慮しつつ推進されなければならないこと等、ドーピング防止活動に関し、基本理念を定めること。（第３条関係）

イ　国際競技大会等出場スポーツ選手、国際競技大会等出場スポーツ選手に対して指導又は訓練を行う者、国際競技大会等出場スポーツ選手が属するチームの業務に従事する者及び国際競技大会等出場スポーツ選手に対して医療を提供

する医師その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の支援を行う者は、不正の目的をもって、スポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならないこと等、スポーツにおけるドーピングの禁止について定めること。(第４条関係)

ウ　国は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。(第５条関係)

エ　独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、国及び日本アンチ・ドーピング機構と連携し、ドーピング防止活動における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとすること。(第６条関係)

オ　スポーツ競技会運営団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとすること。(第７条関係)

カ　国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならないこと。(第８条関係)

キ　地方公共団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないこと。(第９条関係)

ク　政府は、ドーピング防止活動の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。(第10条関係)

（２）基本方針

文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めなければならないこと。(第11条関係)

（３）基本的施策

ア　ドーピング防止活動に関する人材の育成及び確保、研究開発の促進、教育及び啓発活動の推進等について、必要な施策を講ずるものとすること。(第12条～第14条関係)

イ　国は、国の行政機関、センター、日本アンチ・ドーピング機構及び国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関の間におけるスポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図るために必要な施策を講ずるものとすること。(第15条第１項関係)

ウ　文部科学大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができること。(第15条第２項関係)

エ　国は、ドーピング防止活動に関する国際協力を推進するとともに、センター及び日本アンチ・ドーピング機構が国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関との連携を図るために必要な施策を講ずるものとすること。(第16条関係)

（4）施行期日等

この法律は、平成30年10月1日から施行すること。

3．留意事項

関係する省令及び基本方針については施行日に合わせて制定し、これと併せて、この法律等の施行に当たって留意すべき事項については、別途通知すること。

添付資料

【別添１－１】平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律

【別添１－２】平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律　新旧対照表

【別添２－１】スポーツ基本法の一部を改正する法律

【別添２－２】スポーツ基本法の一部を改正する法律　新旧対照表

【別添３－１】国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

【別添３－２】国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案　新旧対照表

【別添４】スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

【本件連絡先】
（オリパラ特措法・ラグビー特措法一部改正法関係）
スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課
中平、米山
電話：03-5253-4111（内線3494）
FAX：03-6734-3955

（スポーツ基本法一部改正法及び祝日法一部改正法関係）
スポーツ庁政策課企画係
磯谷、河原崎、水本
電話：03-5253-4111（内線3791）
FAX：03-6734-3790

（ドーピング防止活動推進法関係）
スポーツ庁国際課アンチ・ドーピング企画調整係
竹河、澁木
電話：03-5253-4111（内線2947）
FAX：03-6734-3793

別添１－１

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）

第一条　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中

「　第二節　寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第十五条）

第三節　組織委員会への国の職員の派遣等（第十六条―第二十八条）　」

を

「　第二節　寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第十五条）

第二節の二　電波法の特例（第十五条の二）

第三節　組織委員会への国の職員の派遣等（第十六条―第二十八条）

第五章　国民の祝日に関する法律の特例（第二十九条）　」

に改める。

第四章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二　電波法の特例

第十五条の二　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項（第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）並びに第百三条の二第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定は、組織委員会には、専ら大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。

本則に次の一章を加える。

第五章　国民の祝日に関する法律の特例

第二十九条　平成三十二年の国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第一条に規定する国民の祝日をいう。）に関する同法の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条体育の日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とする。

（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正）

第二条　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第二条）」を「第二章　寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第二条）　第二章の二　電波法の特例（第二条の二）」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　電波法の特例

第二条の二　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項（第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）並びに第百三条の二第一項、第五項及び第六項の規定は、組織委員会には、専らラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため電波法の特例及び国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため電波法の特例を定める必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約三十一億円である。

別添１－２

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律新旧対照表

○　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
目次	目次
第一章　総則（第一条）	第一章　総則（第一条）
第二章　東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（第二条―第十二条）	第二章　東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（第二条―第十二条）
第三章　基本方針等（第十三条・第十三条の二）	第三章　基本方針等（第十三条・第十三条の二）
第四章　大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等	第四章　大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等
第一節　国有財産の無償使用（第十四条）	第一節　国有財産の無償使用（第十四条）
第二節　寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第十五条）	第二節　寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第十五条）
第二節の二　電波法の特例（第十五条の二）	（新設）
第三節　組織委員会への国の職員の派遣等（第十六条―第二十八条）	第三節　組織委員会への国の職員の派遣等（第十六条―第二十八条）
第五章　国民の祝日に関する法律の特例（第二十九条）	附則
附則	（新設）
第二節の二　電波法の特例	
第十五条の二　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条	

第一項（第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）並びに第百三条の二第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定は、組織委員会には、専ら大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。

第五章　国民の祝日に関する法律の特例

（新設）

第二十九条　平成三十二年の国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第一条に規定する国民の祝日をいう。）に関する同法の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条体育の日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とする。

（新設）

○　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）（抄）・（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次	目次
第一章　総則（第一条）	第一章　総則（第一条）
第二章　寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第二条）	第二章　寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第二条）
第二章の二　電波法の特例（第二条の二）	
第三章　組織委員会への国の職員の派遣等（第三条―第十五条）	第三章　組織委員会への国の職員の派遣等（第三条―第十五条）
附則	附則
第二章の二　電波法の特例	（新設）
第二条の二　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項（第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）並びに第百三条の二第一項、第五項及び第六項の規定は、組織委員会には、専らラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。	（新設）

別添２－１

スポーツ基本法の一部を改正する法律

スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同条第一項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改め、同条第二項中「財団法人日本障害者スポーツ協会」を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改め、同条第三項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に、「財団法人日本障害者スポーツ協会」を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改める。

第二十七条第二項中「財団法人日本障害者スポーツ協会」を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改める。

第三十三条第一項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正）

2　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三の見出し及び同条第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

理　由

国民体育大会の名称を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別添２－２

スポーツ基本法の一部を改正する法律新旧対照表

○　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
（国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会）	（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）
第二十六条　国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。	第二十六条　国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
2　全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。	2　全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
3　国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。	3　国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。
（国際競技大会の招致又は開催の支援等）	（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条　（略）	第二十七条　（同上）
2　国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。	2　国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。
（国の補助） 第三十三条　国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。 一　国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの 二　（略） 2・3　（略）	（国の補助） 第三十三条　国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。 一　国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの 二　（同上） 2・3　（同上）

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第二項関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（国民スポーツ大会等の場合におけるゴルフ場利用税の非課税） 第七十五条の三　前条に定めるもののほか、道府県は、次に掲げるゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課することができない。 一　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項に規定する国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民スポーツ大会のゴルフ競技としてゴルフを行う場合（道府県知事又は道府県の教育委員会がその旨を証明する場合に限る。）の当該ゴルフ場の利用 二　（略）	（国民体育大会等の場合におけるゴルフ場利用税の非課税） 第七十五条の三　前条に定めるもののほか、道府県は、次に掲げるゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課することができない。 一　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項に規定する国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民体育大会のゴルフ競技としてゴルフを行う場合（道府県知事又は道府県の教育委員会がその旨を証明する場合に限る。）の当該ゴルフ場の利用 二　（同上）

別添３－１

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条体育の日の項を次のように改める。

スポーツの日　十月の第二月曜　スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う日

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

（スポーツ基本法の一部改正）

2　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条（見出しを含む。）中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）

3　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律

第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「体育の日の項」を「スポーツの日の項」に改める。

理　由

体育の日をスポーツの日に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別添３－２

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案　新旧対照条文

○　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
第二条　「国民の祝日」を次のように定める。	第二条　「国民の祝日」を次のように定める。
（略）	（略）
スポーツの日　十月の第二月曜日　スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。	体育の日　十月の第二月曜日　スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。
（略）	（略）

○　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（スポーツの日の行事） 第二十三条　国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。	（体育の日の行事） 第二十三条　国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

○ 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第五章　国民の祝日に関する法律の特例	第五章　国民の祝日に関する法律の特例
第二十九条　平成三十二年の国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第一条に規定する国民の祝日をいう。）に関する同法の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とする。	第二十九条　平成三十二年の国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第一条に規定する国民の祝日をいう。）に関する同法の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条体育の日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とする。

別添４

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　基本方針（第十一条）
第三章　基本的施策（第十二条―第十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）及びスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（以下「国際規約」という。）の趣旨にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めることにより、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進し、もってスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「国際競技大会等出場スポーツ選手」とは、国際競技大会等（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会及び全国的な規模のスポーツの競技会をいう。第十五条第一項において同じ。）に出場し、又は出場しようとするスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。）をいう。

2　この法律において「スポーツ競技会運営団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体であって、スポーツの競技会の準備及び運営を行うものをいう。

3　この法律において「スポーツにおけるドーピング」とは、禁止物質（スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させる効果を有するためスポーツにおける使用を禁止すべき物質として文部科学省令で定める物質をいう。）の国際競技大会等出場スポーツ選手に対する使用その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させると認められる行為（以下この項において「禁止物質の使用等」という。）、禁止物質の使用等の目的でこれに用いられる薬品その他の物品を所持する行為、ドーピングの検査（禁止物質の使用等に係る検査に関する計画の立案、国際競技大会等出場スポーツ選手からの検体

の採取、当該検体の保管及び当該検体の輸送を含む。以下同じ。）を妨げる行為その他の国際規約に違反する行為として文部科学省令で定める行為をいう。

4　この法律において「ドーピング防止活動」とは、ドーピングの検査、スポーツにおけるドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のスポーツにおけるドーピングの防止に必要な活動をいう。

（基本理念）

第三条　ドーピング防止活動は、スポーツにおける公正性及びスポーツを行う者の心身の健康の保持増進が確保されることを旨として、推進されなければならない。

2　ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公平性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

3　ドーピング防止活動は、スポーツ競技会運営団体の自主性及び自律性が確保されるよう推進されなければならない。

4　ドーピング防止活動は、スポーツの多様性に配慮しつつ推進されなければならない。

（スポーツにおけるドーピングの禁止）

第四条　国際競技大会等出場スポーツ選手は、不正の目的をもって、自己のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は他の国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、若しくは助けてはならない。

2　国際競技大会等出場スポーツ選手に対して指導又は訓練を行う者、国際競技大会等出場スポーツ選手が属するチームの業務に従事する者、国際競技大会等出場スポーツ選手に対して医療を提供する医師その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の支援を行う者は、不正の目的をもって、国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならない。

（国の責務）

第五条　国は、第三条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（日本スポーツ振興センターの役割）

第六条　独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、国及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で

設立された法人をいう。以下「日本アンチ・ドーピング機構」という。）と連携し、ドーピング防止活動における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（スポーツ競技会運営団体の努力）

第七条　スポーツ競技会運営団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協働）

第八条　国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（地方公共団体の努力義務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十条　政府は、ドーピング防止活動の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本方針

第十一条　文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針は、ドーピング防止活動を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3　文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

4　文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章　基本的施策

（人材の育成及び確保）

第十二条　国は、ドーピングの検査を行う者、これを補助する者その他のドーピング防止活動を担う人材の

育成及び確保が図られるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の促進）

第十三条　国は、大学その他の研究機関が行うドーピング防止活動に関する研究開発を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（教育及び啓発の推進等）

第十四条　国及び地方公共団体は、ドーピング防止活動に関する国民の理解と関心を深めるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び啓発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、ドーピング防止活動に資するよう、医師、歯科医師、薬剤師その他の医療従事者に対する情報の提供、研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有等）

第十五条　国は、我が国における国際競技大会等の開催が円滑になされるよう、国の行政機関、センター、日本アンチ・ドーピング機構及び国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関の間における

スポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2　文部科学大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（国際協力の推進等）

第十六条　国は、前条第一項に定めるもののほか、ドーピング防止活動に関する国際協力を推進するとともに、センター及び日本アンチ・ドーピング機構が国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関との連携を図るために必要な施策を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成三十年十月一日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を

識するものとする。

理　由

ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するため、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。